

## ライフサポートセンター友の会 組織規約

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この会は、名称を「ライフサポートセンター友の会」と称する。

#### (事務所)

第2条 この会は、事務所を静岡市葵区黒金町5-1 勤労者総合会館4Fに置く。

#### (目的)

第3条 この会は、静岡県労働者福祉協議会（以下県労福協と称する）傘下の福祉事業団体の事業内容を会員各位に教宣し、また福祉事業団体が行う事業活動への参画を推奨することを通じて、福祉社会の向上に寄与することを目的とする。

- 2 この会は、労福協傘下の福祉事業団体と協力共同し、生涯にわたる学習の機会、また生きがい作りや社会貢献活動等の諸活動に参加し易い環境を提供することにより会員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (活動)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 『静岡県勤労者福祉基金協会』をはじめ労福協傘下の各種福祉事業団体への協力および支援に関すること。
- (2) 静岡県労働者福祉協議会・各地域や地区の労働者福祉協議会ならびに労福協傘下の福祉事業団体の活動を広く会員に知らしめ、活動への参画を図ること。
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行うこと。

#### (事務局)

第5条 この会の円滑な運営の為、本会の事務所に事務局を設置する。

- (1) 事務局には事務局次長ならびに事務局員を配置することができる。
- (2) 事務局次長は事務局長を補佐し、会務全般の業務にあたる。

### 第2章 会員

#### (会員の資格)

第6条 この会の会員は、本会の目的と活動趣旨に賛同する勤労者等、ならびに勤労者等によって組織された団体を以って構成する。

- 2 会員は原則として、県労福協傘下の福祉事業団体が行う活動に参加できる地域またはサービスを受けられる範囲の地域に居住するものとする。  
ただし、転勤や家庭等の事情により一時的にこの範囲外に居住する場合は、これを認めるものとする。

(注) 第6条1項の勤労者等の範囲を以下に定める。

- (1) 雇用形態や賃金形態に関わらず賃金・報酬等により生計を営む者

- (2) 定年退職により、年金またはそれに類する所得(貯蓄等含む)により生計を営む者
- (3) 勤務先を退職し現在求職中の者
- (4) 個人事業主となり自営業として働く者
- (5) 成人で家事労働に従事する者
- (6) 上記の者と生計を一にする 18 歳以上の親族

(加入・退会)

第 7 条 この会に入会する者は、別に定める加入申込書を提出し、所定の加入金を納入する。

なお、加入金は、県労福協および関連する福祉事業団体を利用する者は、免除することができる。加入金取扱の詳細は、「加入金取扱細則」に定める。

- 2 会員は本人の意思で自由に退会することができる。退会するときは、別に定める退会届を提出する。

### 第 3 章 役員・代議員

(役員区分)

第 8 条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 事務局長 1 名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 会計監査 2 名

(役員選任)

第 9 条 役員候補者の選考は、別途定める「役員選考管理規程」による。

- 2 役員は、総代会において役員候補者の中より選任する。
- 3 会長、事務局長、幹事、会計監査は役員互選による。

(役員職務)

第 10 条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、会務を掌理する。
- 3 幹事はこの会の運営および業務の執行にあたる。
- 4 会計監査は、この会の会計および財産を監査し、その結果を総代会に報告する。

(役員任期)

第 11 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任の役員が就任するまで引

き続きその職務を行うものとする。

- 3 任期の途中で補選された役員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 4 役員に欠員が生じたときは、総代会で補充を行う。

#### (代議員の選出)

第 12 条 代議員の選出は次のとおりとする。

- (1) 代議員数は、県労福協ならびに各地域労福協より各 1 名とする。又、県退職者福祉協議会ならびにろうきんグリーン友の会県連絡会から各 3 名とする。
- (2) 役員・代議員選考管理委員会にて立候補者を受付する。
- (3) 代議員の立候補については、別途定める「ライフサポートセンター友の会総代会代議員立候補取扱規程」による。
- (4) 代議員の選出に当たっては、別途定める「ライフサポートセンター友の会代議員選出規程」による。

#### (代議員の任期)

第 13 条 代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 任期の満了または辞任によって退任した代議員は、後任の代議員が就任するまで引き続き代議員の資格を有するものとする。
- 3 任期の途中で補選された代議員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 4 代議員に欠員が生じたときは、第 12 条に基づき補充を行う。

### 第 4 章 会議

#### (種 別)

第 14 条 この会の会議は、総代会および役員会とする。

#### (総代会)

第 15 条 総代会は、第 8 条に定める役員と第 12 条の定めにより選出された代議員をもって構成する会の最高決議機関で、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。

- 2 総代会の議長は会長が務める。
- 3 総代会は代議員の過半数をもって成立する。議決は出席代議員の過半数により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総代会の決議事項は次のとおりとする。
  - (1) 規約の改定、改廃
  - (2) 事業計画および収支予算
  - (3) 事業報告および収支決算
  - (4) 役員の選任および解任に関すること

(5) その他必要な事

(役員会)

第16条 役員会は、第8条に掲げる役員をもって構成する。

- 2 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 役員会の議長は会長とする。
- 4 役員会は、役員の2分の1の出席をもって成立とし、その議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 役員会のなかに「役員・代議員選考管理委員会」を設置することができる。役員・代議員選考管理委員会の役割等は別途定める「役員選考管理規程」による。
- 6 役員会は、この会の目的達成に必要な活動に関する事項を協議する。

第5章 会計

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。ただし、この会の設立年度 にあつては、2006年9月25日から翌年3月31日までとする。

(会 費)

第18条 この会の年会費は無料とする。

この会の運営費は配当金、助成金、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

第6章 附則

(実施の時期)

第19条 この規約は2006年9月25日より実施する。

改正日 2007年 5月21日

改正日 2008年 5月21日

改正日 2009年 5月22日

改正日 2011年 6月30日

改正日 2013年 5月16日

以上